令 和 ８ 年 度 第 １ 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議　　案

議 第３１４号　大阪都市計画用途地域の変更について

議 第３１５号　大阪都市計画特別用途地区の
変更について

議 第３１６号　大阪都市計画道路の変更について

令和８年８月５日

位 置 図

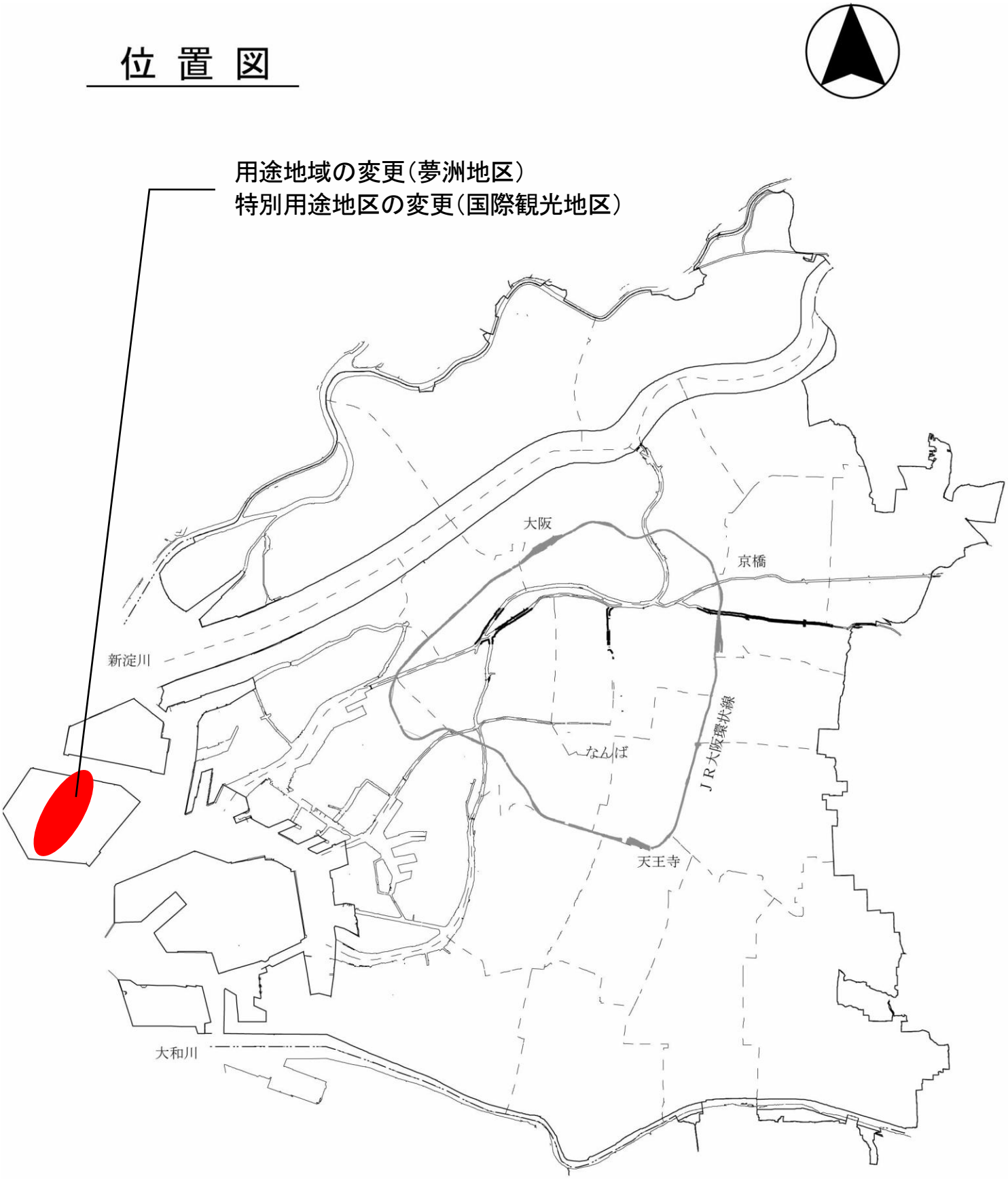

（議　第３１４号）
大 計 第 ２ ８ ９ 号
令和８年 7月１７ 日

大阪市都市計画審議会

会長　嘉 名 光 市 様

大阪市長　横　山　英　幸

大阪都市計画用途地域の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により付議します。

（案）

大阪都市計画用途地域の変更（市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　類	面　積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	備　考
第一種中高層住居専用地域	約 351 ha	20／10 以下	6／10 以下	1.7 %
	約 7.3 ha	30／10 以下	6／10 以下	0.0 %
小　計	約 359 ha			1.7 %
第二種中高層住居専用地域	約 1,785 ha	20／10 以下	6／10 以下	8.5 %
	約 261 ha	30／10 以下	6／10 以下	1.2 %
小　計	約 2,045 ha			9.7 %
第一種住居地域	約 3,873 ha	20／10 以下	8／10 以下	18.3 %
	約 1,397 ha	30／10 以下	8／10 以下	6.6 %
	約 0.9 ha	40／10 以下	8／10 以下	0.0 %
小　計	約 5,271 ha			24.9 %
第二種住居地域	約 269 ha	20／10 以下	8／10 以下	1.3 %
	約 858 ha	30／10 以下	8／10 以下	4.1 %
	約 73 ha	40／10 以下	8／10 以下	0.3 %
小　計	約 1,201 ha			5.7 %
準住居地域	約 43 ha	20／10 以下	8／10 以下	0.2 %
	約 284 ha	30／10 以下	8／10 以下	1.4 %
	約 22 ha	40／10 以下	8／10 以下	0.1 %
小　計	約 350 ha			1.7 %
近隣商業地域	約 579 ha	30／10 以下	8／10 以下	2.7 %
商業地域	約 2,157 ha	40／10 以下	――	10.2 %
	約 58 ha	50／10 以下		0.3 %
	約 949 ha	60／10 以下		4.5 %
	約 483 ha	80／10 以下		2.3 %
	約 130 ha	100／10 以下		0.6 %
小　計	約 3,777 ha			17.9 %
準工業地域	約 2,904 ha	20／10 以下	6／10 以下	13.7 %
	約 321 ha	20／10 以下	8／10 以下	1.5 %
	約 1,115 ha	30／10 以下	6／10 以下	5.2 %
	約 259 ha	30／10 以下	8／10 以下	1.2 %
	約 38 ha	40／10 以下	6／10 以下	0.2 %
	約 5.5 ha	40／10 以下	8／10 以下	0.0 %
小　計	約 4,642 ha			21.9 %
工業地域	約 891 ha	20／10 以下	6／10 以下	4.2 %
	約 30 ha	30／10 以下	6／10 以下	0.2 %
小　計	約 922 ha			4.4 %
工業専用地域	約 1,998 ha	20／10 以下	6／10 以下	9.4 %
	約 1.0 ha	30／10 以下	6／10 以下	0.0 %
小　計	約 1,999 ha			9.4 %
合　計	約 21,145 ha			100.0 %

「種類、位置及び区域は説明図表示のとおり」

理　　由

夢洲において、国際観光拠点の形成をめざし、「夢洲第２期区域マスタープラン」に基づくまちづくりの実現及び海上アクセス拠点の強化等に向けて、合理的な土地利用を誘導するため、特別用途地区、臨港地区及び道路の変更と併せて、本案のとおり、用途地域を変更しようとするものである。

（　参　考　）

１．　変更内容

・商業地域 ⟶ 準工業地域（約 17.9ha）

容積率	400％	容積率	200％
建蔽率	80％	建蔽率	60％

２．　変更に係る土地の区域（約 17.9ha）

大阪市　此花区　夢洲中一丁目　地内

説明図 1/1	令和８年度 用途地域の変更（夢洲）

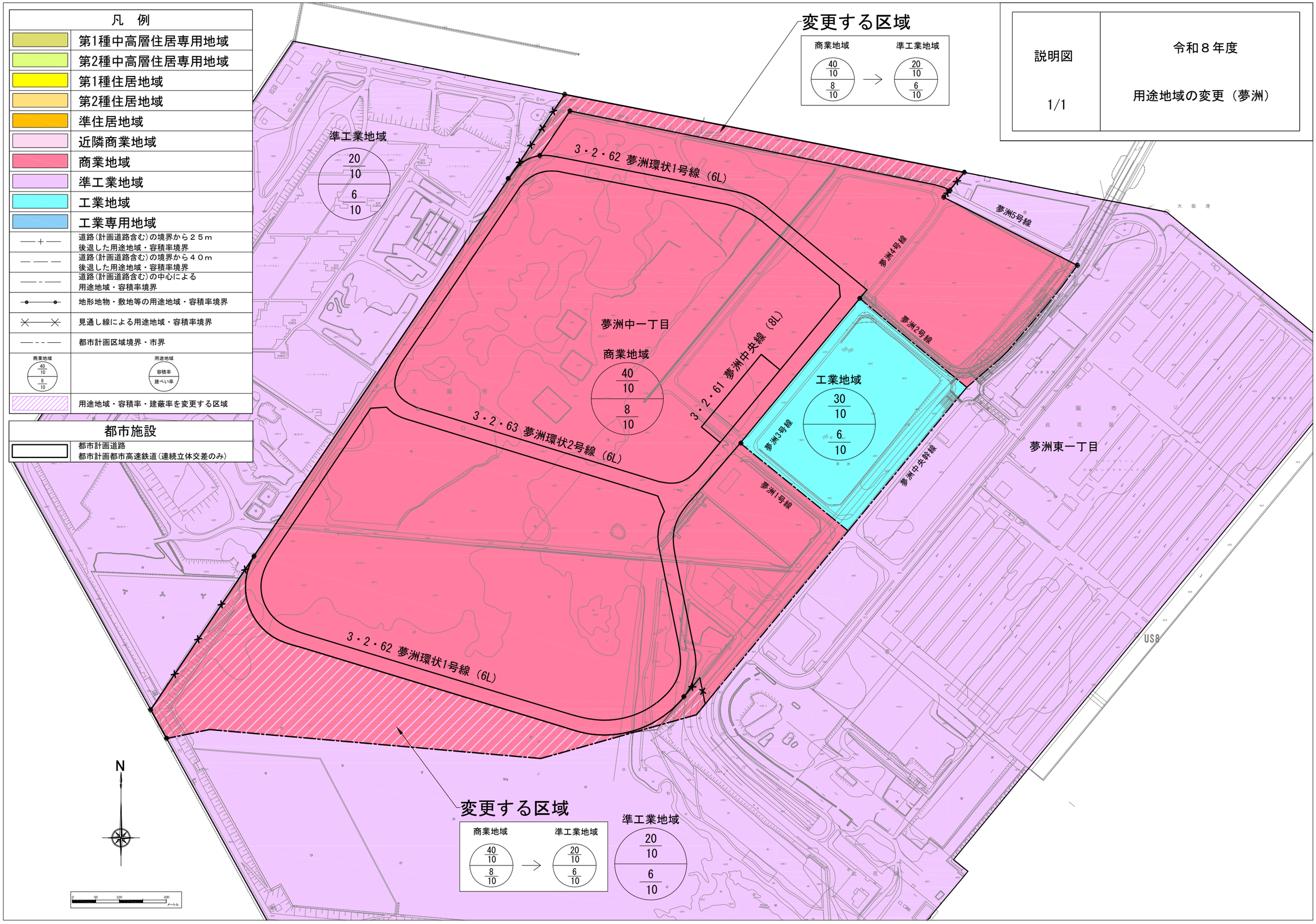

（議　第３１５号）
大 計 第 ２９０ 号
令和８年 ７ 月１７ 日

大阪市都市計画審議会

会長　嘉 名 光 市 様

大阪市長　横　山　英　幸

大阪都市計画特別用途地区の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により付議します。

（案）

計　　画　　書

大阪都市計画特別用途地区の変更（市決定）

都市計画特別用途地区である国際観光地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別用途地区 （国際観光地区　Ａ地区）	約 68ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。
特別用途地区 （国際観光地区　Ｂ地区）	約 57ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、場内車券売場及び勝舟投票券発売所は建築してはならない。

「位置及び区域は説明図表示のとおり」

理　　由

夢洲において、国際観光拠点の形成をめざし、「夢洲第２期区域マスタープラン」に基づくまちづくりの実現及び海上アクセス拠点の強化等に向けて、適切な都市機能の誘導及び維持・保全を図るため、用途地域、臨港地区及び道路の変更と併せて、本案のとおり、特別用途地区を変更しようとするものである。

（　参　考　）

１．変更内容

・国際観光地区（約 143.2ha）　→　国際観光地区　Ａ地区（約 68.2ha）

国際観光地区　Ｂ地区（約 57.1ha）

２．変更に係る土地の区域（約 143.2ha）

大阪市　此花区　夢洲中一丁目　地内

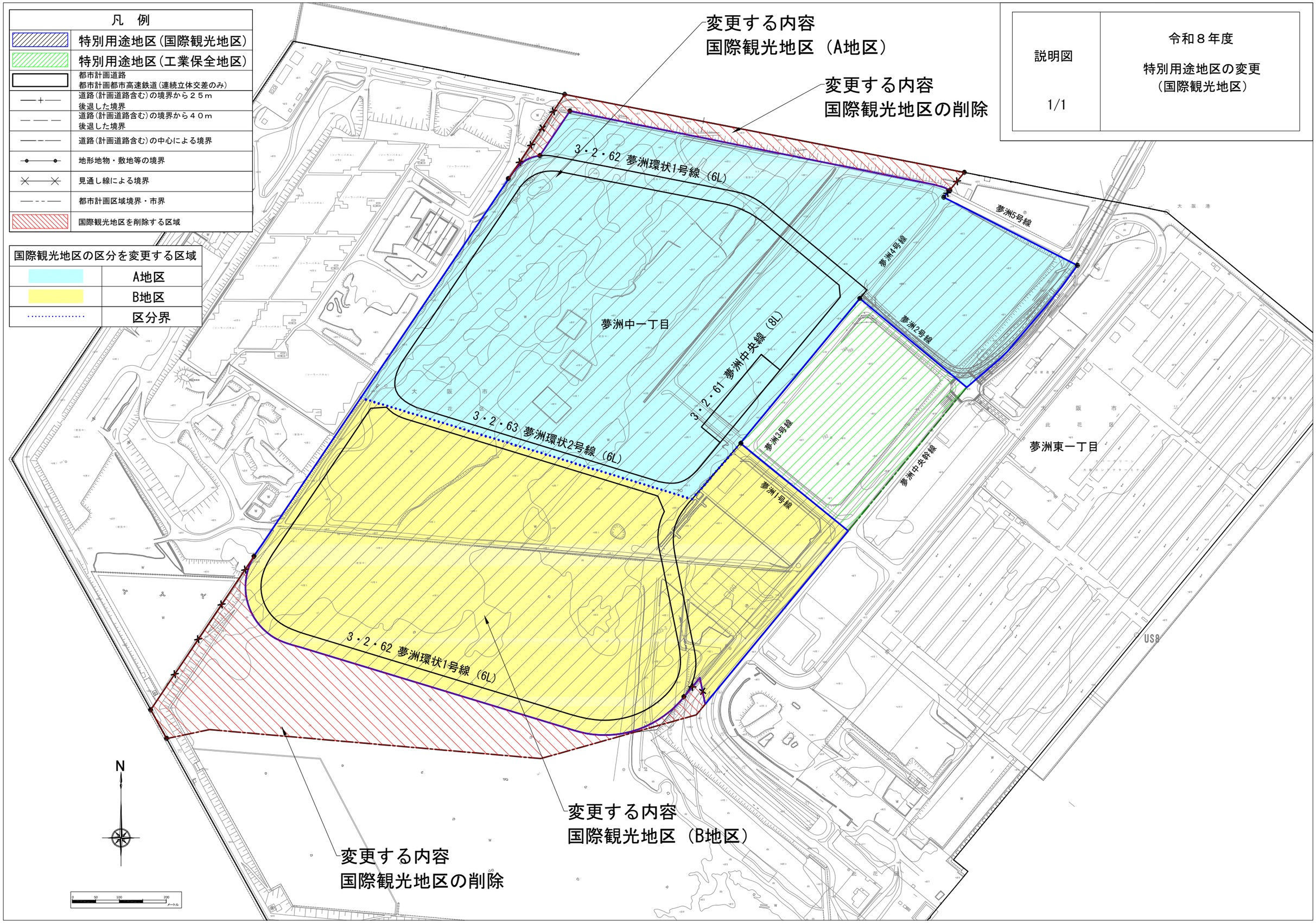
説明図
1/1
令和８年度
特別用途地区の変更
（国際観光地区）
凡　例
特別用途地区（国際観光地区）
特別用途地区（工業保全地区）
都市計画道路
都市計画都市高速鉄道（連続立体交差のみ）
道路（計画道路含む）の境界から２５ｍ
後退した境界
道路（計画道路含む）の境界から４０ｍ
後退した境界
道路（計画道路含む）の中心による境界
地形地物・敷地等の境界
見通し線による境界
都市計画区域境界・市界
国際観光地区を削除する区域
国際観光地区の区分を変更する区域
A地区
B地区
区分界
変更する内容
国際観光地区（A地区）
変更する内容
国際観光地区の削除
3・2・62 夢洲環状1号線（6L）
夢洲5号線
夢洲4号線
夢洲2号線
夢洲中一丁目
3・2・61 夢洲中央線（8L）
3・2・63 夢洲環状2号線（6L）
夢洲3号線
夢洲1号線
夢洲中央幹線
夢洲東一丁目
3・2・62 夢洲環状1号線（6L）
変更する内容
国際観光地区（B地区）
変更する内容
国際観光地区の削除
N

位 置 図

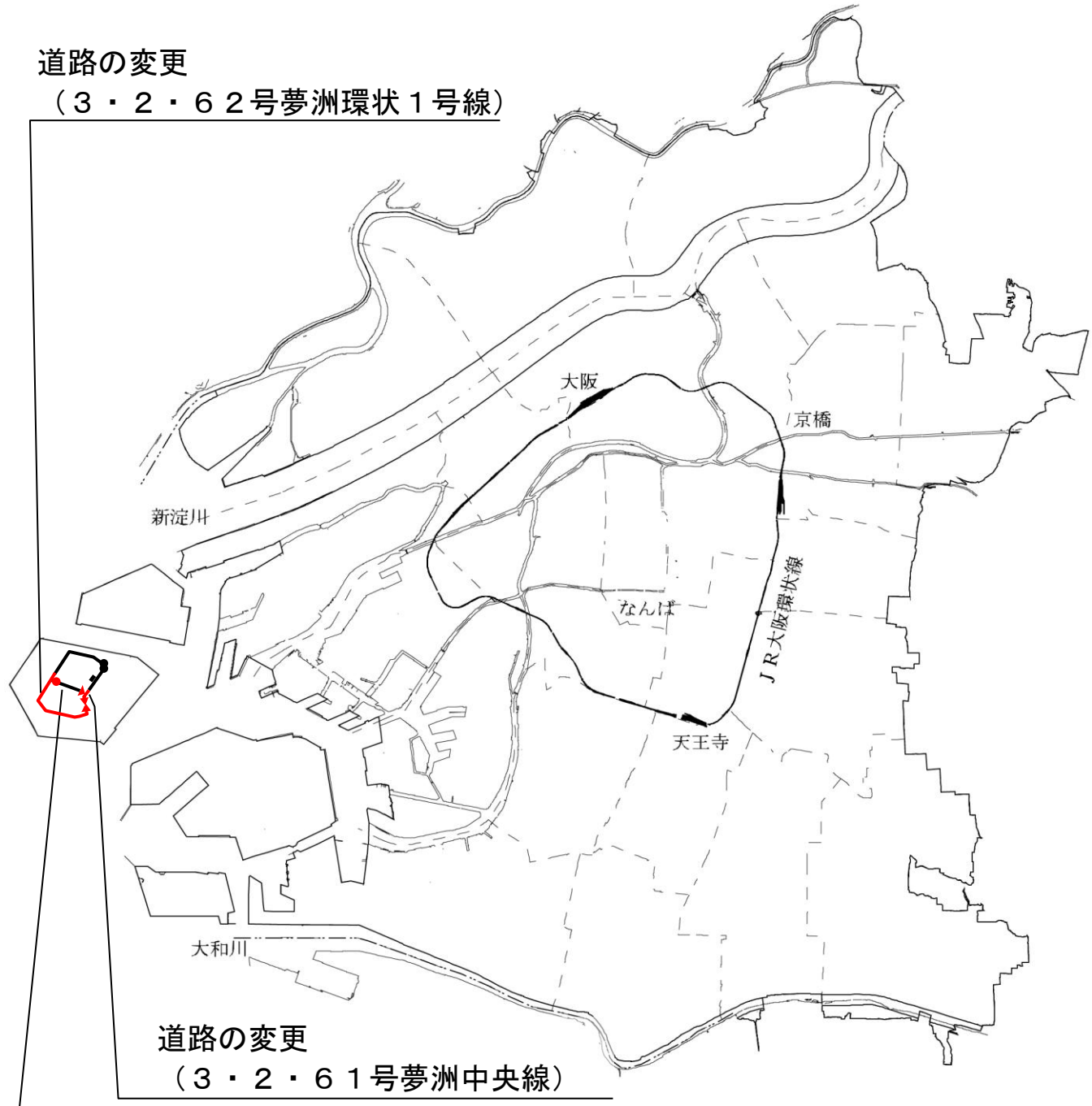

道路の変更
（３・２・６３号夢洲環状２号線）

（議　第３１６号）
大 計 第 ２ ９ １ 号
令和８年 ７ 月１７日

大阪市都市計画審議会

会長　嘉 名 光 市 様

大阪市長　横　山　英　幸

大阪都市計画道路の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により付議します。

（案）

計　画　書

大阪都市計画道路の変更（市決定）

大阪都市計画道路中、3・2・61 号夢洲中央線ほか 2 路線を、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3･2･61	夢洲中央線	大阪市此花区夢洲中一丁目地内	大阪市此花区夢洲東一丁目地内		約910m	地表式	8 車線	34m	北港テクノポート線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	夢洲駅前広場面積約10,000㎡
	車線の数の内訳		6 車線			約340m					
			8 車線			約570m					
幹線街路	3･2･62	夢洲環状1号線	大阪市此花区夢洲中一丁目地内	大阪市此花区夢洲東一丁目地内		約2,940m	地表式	6 車線	30m	北港テクノポート線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	
幹線街路	3･2･63	夢洲環状2号線	大阪市此花区夢洲中一丁目地内	大阪市此花区夢洲中一丁目地内		約680m	地表式	6 車線	30m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は説明図表示のとおり」

理　　由

国際観光拠点の形成をめざし、「夢洲第２期区域マスタープラン」に基づくまちづくりの実現に向けて、国際観光拠点の骨格を形成し、地区内の円滑な交通機能を確保するため、本案のとおり 3・2・61 号夢洲中央線、3・2・62 号夢洲環状 1 号線について区域を追加し、3・2・63 号夢洲環状 2 号線の起終点を変更しようとするものである。

（　参　考　）

１．変更内容

3・2・61 号	夢洲中央線	８車線	約 520m	→６車線　約 340m →８車線　約 570m
3・2・62 号	夢洲環状１号線	６車線	約 1,240m	→６車線　約 2,940m
3・2・63 号	夢洲環状２号線	６車線	約 810m	→６車線　約 680m

２．都市計画の変更にかかる土地の区域

3・2・61 号　夢洲中央線

≪都市計画の変更にかかる土地の区域≫

大阪市　此花区　夢洲中一丁目及び夢洲東一丁目地内

3・2・62 号　夢洲環状 1 号線

≪都市計画の変更にかかる土地の区域≫

大阪市　此花区　夢洲中一丁目及び夢洲東一丁目地内

3・2・63 号 夢洲環状 2 号線

≪都市計画の変更にかかる土地の区域≫

大阪市　此花区　夢洲中一丁目地内

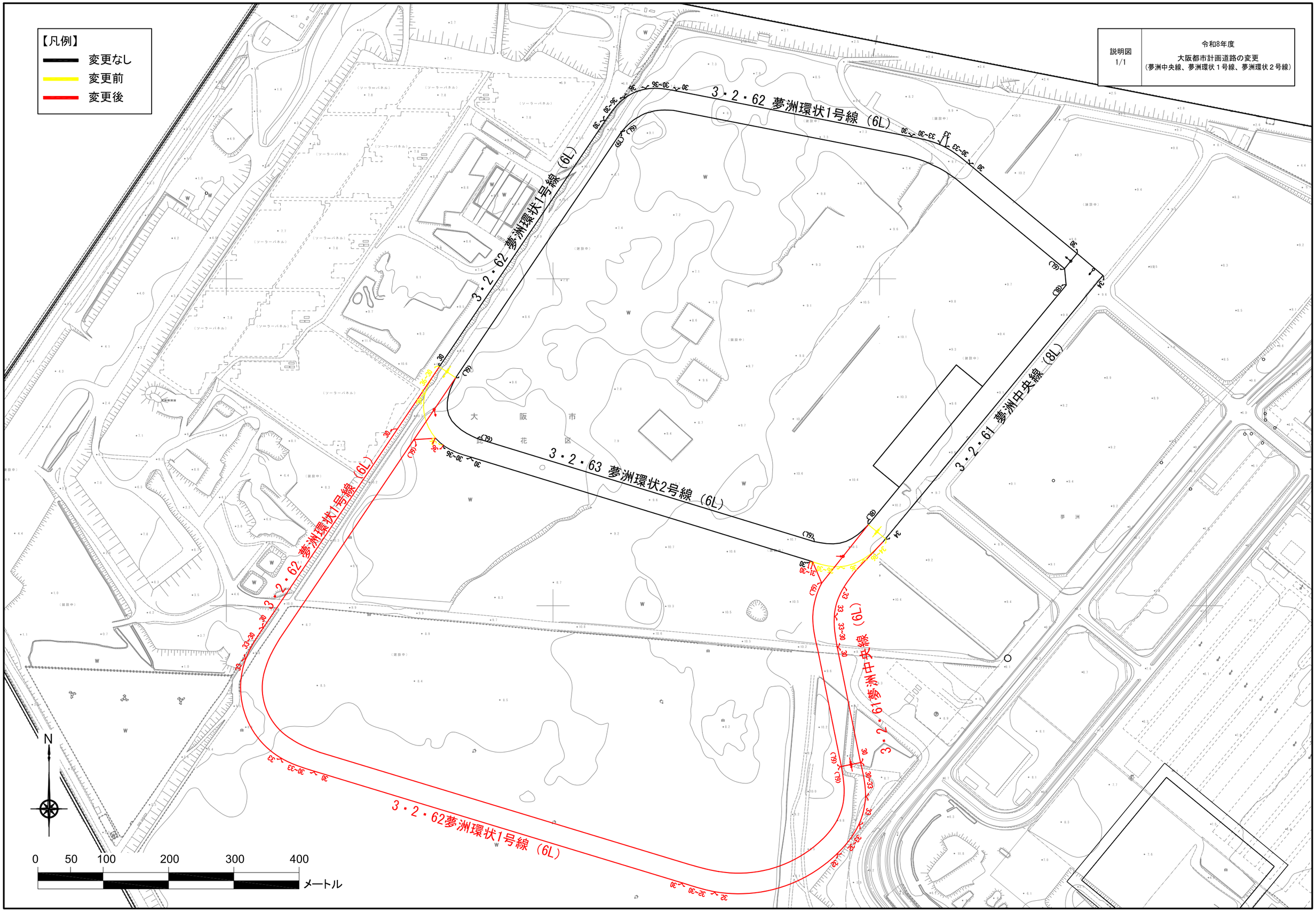
【凡例】
変更なし
変更前
変更後
説明図
1/1
令和8年度
大阪都市計画道路の変更
（夢洲中央線、夢洲環状１号線、夢洲環状２号線）
3・2・62 夢洲環状1号線（6L）
3・2・63 夢洲環状2号線（6L）
3・2・61 夢洲中央線（8L）
大阪市
此花区
N
0 50 100 200 300 400
メートル